○公財ア事業第15号

国立アイヌ民族博物館における研究活動上の不正行為に係る通報等に関する取扱規程を次のように定める。

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)定款第36条第5条の規定に基づき、国立アイヌ民族博物館(以下「博物館」という。)において研究活動上の不正行為が行われた場合に係る措置等に関し必要な事項を定めるものとし、不正が行われた場合はこの規程のほか「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)その他の関係法令等に基づき対応することとする。

(定義)

- 第2条 「研究活動上の不正行為」とは、博物館において研究に携わるすべての者が、 財団が管理する施設又は設備を使用し行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な 注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によらない という根拠が明らかな場合は、これを除くものとする。
 - (1) 研究活動によって得たデータその他の研究成果の捏造、改ざん又は盗用
 - (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
 - (2) 「改ざん」とは、研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
 - (3) 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
 - (4) 「利害関係」とは、被告発者とその他の関係者との間において、不正行為を指摘された研究が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなどの関係をいう。

(責任体制)

- 第3条 研究活動上の不正行為に対応するために、最高管理責任者及び統括管理責任者 をそれぞれ1人置く。
- 2 最高管理責任者は理事長とし、研究活動上の不正行為の告発の受付から調査、認定、 処分(以下「研究活動上の不正行為対応」という。)に至る最終責任を負う。
- 3 統括管理責任者は事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為 対応について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 4 博物館長は、博物館における研究活動上の不正行為対応について統括する実質的な 責任と権限を持つ。

(不正行為に関する告発等)

第4条 博物館の研究員、学芸員、アソシエイトフェロー及びエデュケーター(以下「研究職員」という。)又は財団を離職した研究職員の不正行為を告発する場合は、電話・電子メール・FAX・書面・面談により、原則として様式1によるものとし、告発者の氏名が明らかになっていること、不正行為を行ったとする研究職員(以下「被告発者」という。)の所属及び氏名、並びに不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ、

不正とする合理的理由を示していることを必要とする。ただし匿名の告発についても、 その内容に応じ、氏名を明らかにして告発した場合に準じて取扱うことができる。

- 2 前項に定める告発又は相談を受付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を総務部総 務課に設置する。
- 3 通報窓口は、電子メール・FAX・書面・面談で告発を受けた場合は、当該告発を 行った者(以下「告発者」という。)に対し、速やかに告発を受領した旨を通知するも のとする。ただし、匿名による場合はこの限りではない。
- 4 告発された事案は、直ちに受付時の状態で統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、告発を受理した場合は速やかに博物館長に通知する。
- 6 最高管理責任者は、告発を受理しない場合、その旨、理由を付して告発者に通知する。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容 を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思がある か否か確認するものとする。

(予備調査の実施)

- 第5条 最高管理責任者は、第9条に定める本調査委員会設置の必要性の有無を判断するため、博物館長に対し次の各号に掲げる申し立ての内容の合理性、調査可能性等の調査(以下「予備調査」という。)を要請することができる。
 - (1) 告発された行為が行われた可能性並びに告発の際示された理由及び資料の論理性の調査
 - (2) 告発された研究の公表から告発までの期間が研究成果の事後の検証を可能とするものかの調査

(予備調査委員会の運営)

- 第6条 博物館長は、委員長として予備調査委員会を設置し、予備調査委員会委員を指 タオス
- 2 予備調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 予備調査委員会の議事は、出席した委員の過半数以上をもって決し、可否同数の時 は委員長が決する。
- 4 予備調査委員会の事務は、総務部総務課の協力を受けて博物館事業課が行う。 (予備調査の期間等)
- 第7条 博物館長は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から概ね 30 日を経過する日までに予備調査を終了し、予備調査の概要並びに第9条に定める本調 査委員会の設置の必要性の有無及びその判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を 作成する。

(予備調査の報告等)

- 第8条 博物館長は、予備調査の結果について、前条に定める予備調査結果報告書により、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果の報告を受け、第9条に定める本調査委員会設置 の必要性が認められなかった場合、その旨を統括管理責任者を通じて博物館長に通知 するとともに、告発者及び被告発者に通知する。

(本調査委員会の設置等)

- 第9条 最高管理責任者は、前条第1項による報告に基づき必要があると判断した場合 は本調査委員会を設置する。
- 2 本調査委員会は、当該告発内容に関わる者の特定、当該不正行為の内容に係る論文

や実験データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング等、必要な調査を実施する ことにより、不正行為があったかの認定を行う。

- 3 本調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 前項に規定する本調査委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 最高管理責任者が指名した者
 - (2) 研究分野の専門的知識を有する者
 - (3) 法律の知識を有する外部識者
- 5 前項の委員は、告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者で構成することと し、調査委員の半数以上が財団に属さない外部有識者で構成するものとする。

(本調査委員会の運営)

- 第10条 本調査委員会委員長(以下「委員長」とする。)には前条第3項第1号の委員 を充てる。
- 2 本調査委員会は、委員長が招集する。
- 3 本調査委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(本調査の通知等)

- 第11条 委員長は、告発者及び被告発者に対し、本調査の開始並びに委員の氏名を通知する。
- 2 告発者及び被告発者は、前項の定めにより通知を受けた委員に不服がある場合は、 前項の通知文の日付の翌日から7日を経過する日までに、忌避申立書(様式2)によ り忌避の申立てを委員長に行うことができる。
- 3 委員長は、前項の定めによる忌避申立てを受けた場合は、内容を審査し、その内容 が妥当であると判断した場合は、当該申立てに係る委員を交代させるものとする。 (本調査に係る一時的措置)
- 第12条 最高管理責任者は、本調査委員会の設置を決定した場合、当該委員会による 調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者の当該告発に関する研究に係る費用の支 出を停止することができる。

(本調査の期間等)

- 第13条 本調査委員会の設置を決定した場合、委員長は、速やかに本調査委員会を招集し、調査を開始しなければならない。本調査委員会の設置決定後、概ね30日以内に本調査を開始するものとする。
- 2 本調査委員会は、調査を開始した日から概ね 150 日を経過する日までに調査を終了 し、当該調査の概要、不正行為があったかどうかの判断根拠等を記載した調査結果報 告書を作成しなければならない。

(本調査の報告等)

- 第14条 委員長は、調査の結果について、前条第2項に定める調査結果報告書により、 速やかに、最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、本調査の結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。 (不服申立ての対応)
- 第15条 告発者及び被告発者は、前条第2項の定めにより通知された調査結果において、告発が悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に

不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づくものと通知された告発者 又は不正行為があったと通知された被告発者(以下「不服申立者」という。)は、その 調査結果に対し不服がある場合は、その調査結果通知文の日付の翌日から10日を経 過する日までに、不服申立書(様式3)により不服申立てを最高管理責任者に行うこ とができる。ただし、被告発者は、その期間内であっても、同一理由による不服申立 を繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、不服申立者からの不服申立てがあった場合、本調査委員会に、 不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを協議させる。
- 3 本調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると本調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受付けないことができる。
- 4 本調査委員会は、第2項の協議の結果、再調査を行うことを決定した場合、不服申立者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に審査を打ち切ることを通知する。
- 5 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと通知された告発者からの不服申立て があったときは、被告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をし たときも同様とする。
- 6 最高管理責任者は、不正行為があったと通知された被告発者からの不服申立てがあったときは、告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査の手続)

- 第16条 前条第4項による再調査の手続きは、第9条から第12条までの規定を準用する。
- 2 前項の委員については、不服申立ての趣旨が、本調査委員会の構成等、その公正性 に関わるものである場合には、最高管理責任者が別に指名した公正を保てる職員及び 財団外の有識者が調査を行う。
- 3 本調査委員会は、告発が悪意に基づくものと通知された告発者からの不服申立てに 対し、再調査を開始した場合は、概ね 30 日以内に再調査を終了する。
- 4 本調査委員会は、不正行為があったと通知された被告発者からの不服申立てに対し、 再調査を開始した場合は、概ね 50 日以内に再調査を終了する。

(再調査の結果報告等)

- 第17条 本調査委員会は、不服申立者からの不服申立ての再調査の結果を調査結果報告書により最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、前項の告発が悪意に基づくものと通知された告発者からの不服 申立ての再調査の結果を被告発者、告発者が所属する施設責任者及び告発者に通知す る。
- 3 最高管理責任者は、第1項の不正行為があったと通知された被告発者からの不服申立ての再調査の結果を告発者、被告発者が所属する施設責任者及び被告発者に通知する。

(資金配分機関等への報告)

第18条 最高管理責任者は、本調査委員会設置後の下記の各号に定める事項を文部科

学省に報告する。また、最高管理責任者は、不正行為のあったとされる研究が外部資金により行われていた場合は、本調査委員会設置後の下記の各号に定める事項を文部科学省並びに資金配分機関に報告する。

- (1) 本調査委員会の設置及びその調査結果
- (2) 不服申立者からの不服申立ての提出
- (3) 不服申立者から提出された不服申立ての却下
- (4) 不服申立者から提出された不服申立てによる再調査開始及びその調査結果 (調査結果の公表)
- 第19条 最高管理責任者は、不正行為があると認定されたのち被告発者から不服申立 てがなかった場合及び再調査の結果不正行為があると認定された場合は、個人情報の 保護等により不開示とすることに合理的理由がある場合を除き、速やかに下記の各号 に定める事項を公表する。
 - (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 本調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 本調査委員会委員の氏名・所属、調査方法・手順等
 - (5) その他必要と認める事項
- 2 不正行為がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しないものと する。

(措置)

- 第20条 最高管理責任者は、不正行為があったと認めたときは、被告発者及びその関係者に対し下記の各号に定める措置を行う。
 - (1) 就業規則等に基づく懲戒処分等の勧告
 - (2) 当該不正行為に関する研究費の使用停止
 - (3) 当該不正行為に係る研究活動の停止
 - (4) 資金配分機関に対する不正行為の事実及び内容等の報告
 - (5) その他不正行為の排除のために必要な措置
- 2 最高管理責任者は、不正行為があったと認められなかったときは、その旨を調査に 関係した全ての者に通知するとともに、第12条の措置を解除し、必要に応じて被告 発者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による告発への対応)

第21条 最高管理責任者は、本調査委員会または再調査によって、当該告発が悪意によるものと認められたときは、告発者に対し、財団の規程に基づき適切な措置を講ずることができる。

(告発者及び被告発者の取扱い)

- 第22条 最高管理責任者は、告発を受け付ける場合、告発内容や告発者の秘密を守る ため適切な措置を講じるものとする。
- 2 最高管理責任者は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び 調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係 者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 3 調査事案が漏えいした場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者の了解を得て、 調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又 は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とするものとする。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によ

るもののみ受け付けることや、告発には不正とする合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを当該研究・配分機関内外にあらかじめ周知するものとする。

- 5 最高管理責任者等は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。
- 6 最高管理責任者等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、 被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利 益な取扱いをしたりしてはならないものとする。

(告発者及び被告発者の義務)

- 第23条 通報書において告発以降の調査への協力を承諾した告発者及び被告発者は、 予備調査委員会の調査又は本調査委員会の調査にあたり、それぞれの委員会の委員長 の協力要請に応じなければならない。
- 2 被告発者は、当該告発の対象となった研究に係るデータ、研究結果等の資料について に滅を行ってはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

- 第24条 第4条第7項による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示 がなされない場合にも、最高管理責任者または博物館長の判断でその事案の調査を開 始することができる。
- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、財団 の通報窓口に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(不正行為を行ったとする研究職員・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを最高管理責任者または博物館長が確認した場合、財団の通報窓口に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。(協力義務)
- 第25条 職員は、不正行為への対応に関して、最高管理責任者から、資料の保全及び 事情聴取等の必要な協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。 (告発者の保護)
- 第26条 最高管理責任者は、告発を行ったことを理由として、告発者の職場環境が悪化することのないよう必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
- 2 最高管理責任者は、告発者に対して、不利益な取扱いがあり、それが事実と認められた場合は、不利益な取扱いをした者及びその取扱いに対し適切な措置をとる。
- 3 最高管理責任者は、不利益な取扱いを受けた告発者の名誉を回復するための措置を 講ずる。
- 4 前三項の規定は、調査等の協力者についても準用する。 (被告発者の保護)
- 第27条 博物館に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた 場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発 者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に 不利益な措置等を行ってはならない。

(秘密保護義務)

- 第28条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らして はならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又 は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバ シー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(守秘義務等)

- 第29条 不正行為に係る調査等に携わった者は、関係者の名誉、プライバシー及びその他の人権を尊重するとともに、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。 (研究データの保存・開示)
- 第30条 研究成果の第三者による検証可能性を確保し、不正行為の抑止や、研究職員 が不正行為の疑いを受けた場合の自己防衛等に資するため、研究職員に10年間研究 データを保存し、必要な場合に開示を義務付けるものとする。その運用に当たって必 要な事項は別に定めるものとする。

(補則)

第31条 この細則に定めるもののほか、この規定に関し必要な事項は別に定める。 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 [令和7年3月23日付公財ア事業第285号一部改正] この規程は、令和7年3月23日から施行する。

整理	亚	旦			
	甾	ヶ			

通 報 書 (窓口・電話・FAX・E-mail)

1	告発者
Τ	百宠有

<u> </u>	
(1)	氏名
(2)	住所 〒
(3)	連絡先 TEL (自宅): (携帯): E-mail:
(4)	所属
(5)	氏名、住所、連絡先の秘匿 希望する ・ 希望しない (今後の手続きにおいて氏名、住所、連絡先の秘匿を希望するかどうか○を付してください。)
(6)	告発以降の調査への協力 協力する ・ 協力しない (告発内容についてのヒアリング等に対して協力いただけるか〇を付してください。)

- ※ 氏名等の秘匿を希望される場合には、氏名等が窓口から外部に出されることはありませんが、十分な事実関係の調査が不可能になる場合があることをご了解ください。
- ※ ご提供いただいた個人情報は本告発事項の調査に利用し、その他の目的には利用しません。
- ※ ご提供いただいた個人情報の漏洩・滅失・き損等が生じないよう適切な安全策を講じ、保管・管理を行います。

2. 調査対象者	
(1) 氏名	
(2) 所属・職	
(3) 不正行為の内容等	
(不正行為の時期、事実経過、疑義の要点	点、客観的な根拠等をご記入ください。)
(4) 関連資料の有無	有 · 無
	(関連資料が「有」の場合、別添にて提出して下さい。)
(以下)	は、記入しないでください。)
·····································	付日 令和 年 月 日
	益財団法人アイヌ民族文化財団通報窓口
受付	付者名

本調査委員会	会員長	殿								令和	年	Ē	月	日
所属部局名 氏 名 TEL (自宅・携帯) E-mail														
		忌		避	申		<u> </u>	書						
不服委員等名														
	調	查	委	員	等	の	不	服	事	由				

令和 年 月 日 最高管理責任者 殿 所属部局名 氏 名 TEL (自宅・携帯) E-mail 不 服 申 立 書 調査内容に対する不服事由